

(写)

経農農政第3455号

令和元年10月9日

さいたま市都市農業審議会
委員長 高柳 長直 様

さいたま市長 清水 勇人



さいたま市農業振興ビジョンについて (諮問)

このことについて、さいたま市都市農業の振興に関する条例第17条6項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

さいたま市農業振興ビジョン改定について

2 諮問理由

さいたま市農業振興ビジョンは、平成16年度に策定し、平成17年度岩槻合併に伴い一部増補、平成21年度に改定、その後、平成24年12月に制定した「さいたま市都市農業の振興に関する条例」が定める「都市農業基本指針」に本ビジョンを位置づけ、平成26年度に再度改定を行いました。

しかしながら、農業従事者の減少や高齢化、国の政策変更など、農業を取り巻く情勢は予想を超える速さで大きく変化し、さまざまな問題が生じています。その一方、平成27年4月には、「都市農業振興基本法」が施行され、都市農業の安定的な継続と都市農業の有する多様な機能の十分な発揮による良好な都市環境の形成が求められています。

このような状況の中、現行のビジョンは、令和2年度末をもってその計画期間の満了を迎えます。令和3年度のビジョン改定に向け、貴審議会にて、幅広い視点から審議していただきたく、諮問するものです。

担当 経済局農業政策部農業政策課
農業政策係 渡邊、小野

直通 048-829-1376

FAX 048-829-1944

E-mail nogyo-seisaku@city.saitama.lg.jp